

令和6年度 第1回長浜市手話施策推進会議

次 第

日 時：令和6年7月23日（火）
午前10時～
場 所：長浜市役所 5階
5A会議室

1 開会

2 議題

- (1) 令和5年度の実施状況について
- (2) 令和6年度の計画について

3 閉会

【配布資料】

- 1 手話で共に暮らす長浜市手話言語施策の実施状況等 資料1
- 2 手話で共に暮らす長浜市手話言語条例に規定する施策を推進するための方針 参考資料1
- 3 手話で共に暮らす長浜市手話言語施策ロードマップ 参考資料2
- 4 広報ながはまR5.6月号（抜粋） 参考資料3
- 5 手話リーフレット 参考資料4

長浜市手話施策推進会議 構成員名簿(R6年度)

	種別	所属団体等	氏名
1	学識経験を有する者 (1号)	大学教授	たかなし かつや 高梨 克也
2	関係団体の推薦を受けた者 (2号)	長浜市聴覚障害者協会	いしかわ みのる 石川 稔
3		長浜市社会福祉協議会	みやがわ かずひこ 宮川 和彦
4		手話サークル	おおや かよこ 相宅 佳代子
5		滋賀県手話通訳問題研究会	おかの ひとみ 岡野 仁美
6	教育機関の職員 (3号)	長浜市教育委員会 教育指導課	おちあい あゆ 落合 明優
7	公募市民 (4号)	公募	しんむら けいこ 新村 敬緯子
8		公募	ひらい しげこ 平井 止夏子

(敬称略)

長浜市

	所属	職名	氏名
1	健康福祉部	部長	森 宏志
2		次長	山口 百博
3	しょうがい福祉課 (事務局)	課長	小寄 多代
4		課長代理	真壁 栄志
5		係長	細川 功二
6		主幹	多賀 左千子
7		手話通訳士	辻 香代子

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

施策の基本的方向	取組内容	R 5 年度の取組み	R 6 年度の計画
市は、市民及び事業者等への手話への理解の促進及び手話の普及を推進していくため、手話に親しみ、手話への関心を高めるための啓発に取り組めます。	イベントの開催	条例制定イベントを実施した。 令和5年9月24日(日)13時30分～15時30分 長浜文化芸術会館において、中嶋元美(手話パフォーマー)による公演 約200人の参加があった。 また、市内在住の小学生を対象に「手話啓発ポスター」を募集し、上記イベントに合わせて、展示と表彰を行った。市内3校から12点の応募があった。	—
	広報誌「広報ながはま」	広報ながはま6月号に特集ページを設け、手話でのあいさつと手話サークルの紹介を行った。	引き続き検討
	ホームページ・SNS等の活用	「ながはまミニミニ手話講座」として、手話のあいさつをXで発信した。(2回配信) 障害者週間に合わせ、12月にながはま図書館の特別ブースに手話に関する図書を設置した。	引き続き検討
	パンフレット等の作成	手話言語啓発リーフレット(3,000部)、ポケットティッシュ(3,000個)、ボールペン(300本)を作成し、上記イベント及び庁舎内で配布した。	—
	国スポ・障スポPR動画	YouTube 配信を継続(再生回数5,880回 7/9現在)	引き続き実施
	手話出前講座の実施	民生委員、人権擁護委員、高校等へ出前講座を行った。 (1回あたり1時間)8回実施(目標5件)	引き続き実施
	市職員へのワンポイント手話講座	朝礼の時間(5分間)を使って、健康福祉部の各課(8部署)へ啓発を行った。(目標5回)	引き続き検討
	小中学校へへの出前講座の実施	社会福祉協議会を通じて、サークルに実施いただいた。21校(中学校2校、小学校・学園19校)(目標5校)	引き続き実施

(2) 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策

施策の基本的方向	取組内容	R 5年度の取組み	R 6年度の計画
音声言語により提供されている行政情報等について、手話による情報の取得ができる環境を整備します。	意思疎通支援者の派遣	専任手話通訳士を配置し、依頼に応じて対応。(専任通訳士が派遣できない場合は、聴覚障害者協会へ派遣を依頼) 延べ 164 回	引き続き実施
	遠隔手話サービスの実施	長浜市立湖北病院、中之郷診療所、長浜赤十字病院において実施 延べ6回	引き続き実施
	災害時避難所における情報提供	ホームページを通して安全・安心メール、FAX119、ネット119、110 番アプリシステムの活用を促進した。 今後、避難所における情報提供方法の検討が必要。	引き続き検討

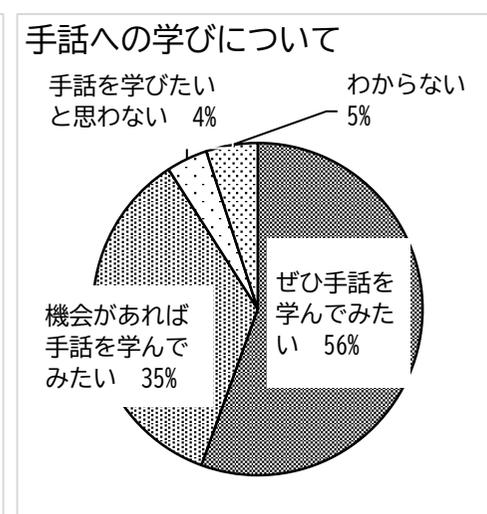
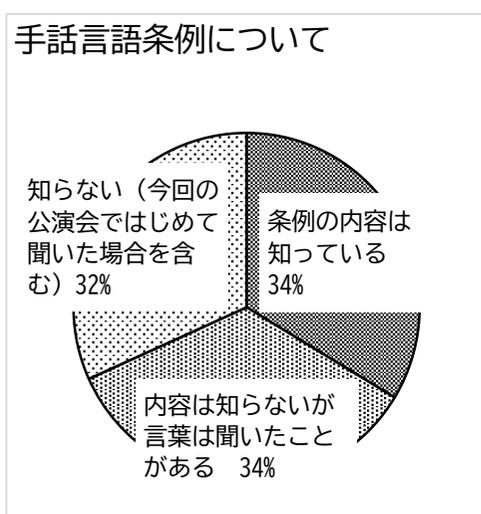
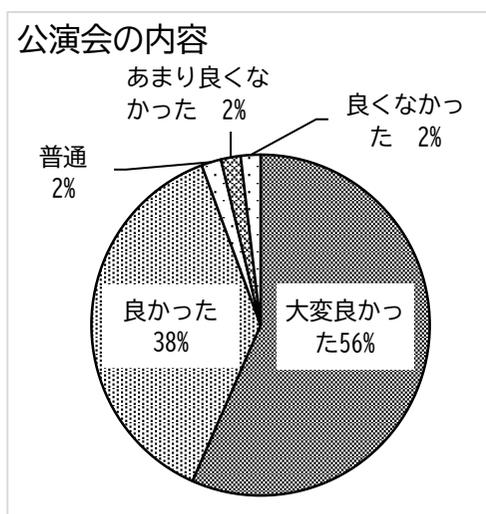
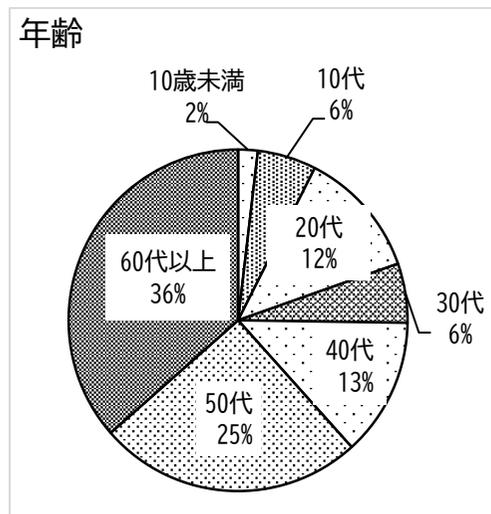
(3) コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ手話を使用しやすい環境の構築のための施策

施策の基本的方向	取組内容	R 5年度の取組み	R 6年度の計画
手話は言語であり、ろう者は手話により円滑にコミュニケーションを図る権利を有することを認識し、日常生活において手話が使いやすい環境づくりを進めます。	職員向け出前講座の実施	2回実施(目標3回) 新規採用職員研修(1h)、庁内部署に手話講座を実施した。	引き続き実施
	事業所等への啓発	3回(1事業所)【再掲】	引き続き実施

(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者に関する施策

施策の基本的方向	取組内容	R 5 年度 of 取組み	R 6 年度の計画
ろう者が日常生活又は社会生活を営むうえで、特に正確な情報が必要な時又は自らの意思を正確に伝える時は、手話通訳者を介して意思疎通を図っており、手話通訳者は重要な役割を担っています。市は、その重要性を認識し、高度な技術を有する手話通訳者の確保及び養成に努めます。	手話奉仕員養成講座（入門課程）の実施	令和5年6月16日～11月10日 全20回 48人に修了書を授与（目標40人）	—
	手話奉仕員養成講座（基礎課程）の実施	実施なし	6月21日～11月8日 全20回開催予定 39人受講中
	手話奉仕員養成講座修了者のスキルアップ研修	手話奉仕員養成講座（入門過程）の修了生を対象に、12月15日に実施 31人参加	2回実施予定
	資格取得への支援	実施なし	引き続き検討

■手話言語条例制定イベント（参加者アンケート） 回答者数 107 人



■手話啓発ポスターコンクール

市内3校から12点の応募

・市長賞、教育長賞、部門賞・低学年の部、部門賞・高学年の部 各1名



手話で共に暮らす長浜市手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第6条第1項に基づく推進方針を次のとおり定めます。

1 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

(1) 施策の基本的方向

市は、市民及び事業者等への手話への理解の促進及び手話の普及を推進していくため、手話に親しみ、手話への関心を高めるための啓発に取り組みます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話の普及啓発及び理解の広がり仕組みづくりについて、関係団体と協働して進めます。

イ 手話が言語として認識され、手話やろう者について市民の理解が深まるよう、各種イベント、広報、ホームページ等を活用し、手話に関する広報・周知に努めます。

ウ リーフレット等を作成し、手話への関心を高めるための啓発活動に取り組みます。

2 手話による意思疎通又は情報を得る機会の拡大のための施策

(1) 施策の基本的方向

音声言語により提供されている行政情報等について、手話による情報の取得ができる環境を整備します。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話による市政に関する情報提供に努めます。

イ 手話通訳者を派遣するなど、ろう者が安心して社会参加できる環境づくりを進めます。

ウ 市役所窓口において、ろう者が行政手続きを円滑に行えるよう必要な対応を行います。

エ 災害時の意思疎通支援に必要な体制の整備等に努めます。

3 コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境を構築するための施策

(1) 施策の基本的方向

手話は言語であり、ろう者は手話により円滑にコミュニケーションを

図る権利を有することを認識し、日常生活において手話が使いやすい環境づくりを進めます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話を使用する市民が、行政サービスを利用する際に、手話を使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する研修会を実施します。

イ 市内の事業所に対して、手話やろう者の理解が広まるように、リーフレットの配布や研修会の支援を行います。

ウ 情報機器等を活用した遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス等の普及啓発を行い、利便性の向上に努めます。

4 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者のための施策

(1) 施策の基本的方向

ろう者が日常生活又は社会生活を営むうえで、特に正確な情報が必要な時又は自らの意思を正確に伝える時は、手話通訳者を介して意思疎通を図っており、手話通訳者は重要な役割を担っています。市は、その重要性を認識し、高度な技術を有する手話通訳者の確保及び養成に努めます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話に関する施策が円滑に実施できるよう、市の専任手話通訳者の確保に努めます。

イ 手話奉仕員養成講座をはじめとした、手話を学ぶ機会の充実を図ります。

ウ 手話通訳に関する資格取得の支援に努めます。

5 市長が必要と認める施策

その他、条例の目的を達成するため必要な施策を講ずるものとします。

手話で共に暮らす長浜市手話言語施策ロードマップ

手話施策を総合的かつ計画的に実施するため、ロードマップを作成します。

1 ロードマップの位置付け

(1) 手話言語施策ロードマップとは

このロードマップは、手話で共に暮らす長浜市手話言語条例※（以下「条例」といいます。）第6条に基づき、施策の推進方針を策定しており、それを実現するため、市が実施している・実施を検討している施策をまとめたものです。

(2) ロードマップの対象期間

このロードマップの期間は、令和5年度から令和8年度（令和9年3月31日）までです。

ただし、本市を取り巻く社会経済状況の変化や、当事者の方との協議、施策の推進状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
長浜市しょうがい福祉プラン		計画期間					
アクションプラン		計画期間			計画期間		
長浜市手話言語施策 ロードマップ		計画期間					

2 実施する／実施を検討する各取り組み

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

取組内容	スケジュール				
	～R4	R5	R6	R7	R8
イベントの開催		実施			
広報誌「広報ながはま」【特集号】		特集頁			
広報誌「広報ながはま」【連載】		→			
ホームページ・SNS等の活用		→			
パンフレット等の作成		作成			更新
国スポ・障スポPR動画		→			
手話出前講座の実施		→			
目標	—	5件	5件	5件	5件

市職員へのワンポイント 手話講座	目標	—	5回	12回	12回	12回
小中学校への出前講座の 実施（※1）	目標	—	5校	10校	10校	10校

※1 市内小学校 23校、中学校 10校、小中一貫校 2校

(2) 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策

取組概要	スケジュール				
	～R4	R5	R6	R7	R8
意思疎通支援者の派遣	→				
遠隔手話サービスの実施	→				
災害時避難所における情報提供	→				

※もしもメール、FAX119、ネット119、110番アプリシステムの活用を促進するための啓発も実施

(3) コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ手話を使用しやすい環境の構築のための施策

取組概要	スケジュール				
	～R4	R5	R6	R7	R8
職員向け出前講座の実施	→				
目標	—	3回	3回	3回	3回
電話リレーサービスの普及促進	→				
事業所等への啓発	→				

(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者に関する施策

取組概要	スケジュール				
	～R4	R5	R6	R7	R8
手話奉仕員養成講座（入門課程） の実施	→				
目標	—	40人	30人	30人	30人
手話奉仕員養成講座（基礎課程） の実施	→				
目標	—	—	15人	15人	15人
手話奉仕員養成講座修了者のスキルアップ研修	→				
資格取得者への助成	→				
目標	—	—	2人	2人	2人

3 ロードマップの点検・評価

このロードマップに沿って取り組みを進めるため、「長浜市手話施策推進会議」を活用し施策の推進状況の点検及び評価等を行います。

そのため、年度初めに前年度の取組みの評価を行い、現行施策の見直し改善を図ります。また、今年度の目標を定め事業を実践します。中間期に次年度の計画を立案し、有効性・効率性の高い施策実現を目指します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
内容	前年度 評価等					次年度 計画等						

特集

手話でつながろう！

～手話で共に暮らす 長浜市手話言語条例を制定しました～

しょうがい福祉課 ☎65-6372
FAX64-1767

手話は、音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解を広め、市民と市を訪れた人を含むみんなの心を通わせる豊かな共生社会を実現するため、「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」を令和5年4月に制定しました。

大事なのはコミュニケーション

手話を覚えてろう者(※)と話すことはとても大切です。また、「ゆっくり話して口元を見てもらう」「筆談をする」など手話を用いなくても聴覚にしょうがいのある方とコミュニケーションをとることはできます。大事なのは構えず自然とコミュニケーションをとろうとする姿勢や気持ちです。

コミュニケーションの第一歩として、手話のあいさつを覚えてみませんか。互いの距離が一気に近づきます。

みんなが一步を踏み出すことで、誰もが暮らしやすい社会となっていくでしょう。

※聴覚にしょうがいのある人のうち、手話をコミュニケーションの手段として用いる人のことです。

おはよう



こめかみのあたりから握りこぶしを下におろし、両手の人差し指を曲げます。枕から頭を離している様子で朝を表しています。

こんにちは



人差し指と中指を立て、おでこにあて、両手の人差し指を曲げます。時計の長針と短針が正午を指している様子で昼を表しています。

よろしくお願いします



こぶしを鼻にあてます。次に手を開き、お辞儀をしながら手を出します。よいとお願いを表しています。

手話で話してみよう！

ありがとう



左手の甲に右手を垂直にのせて、上に上げます。相撲で勝った関取が手刀を切るしぐさで表します。

誰もが安心できる社会を目指して

「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」ができて、とてもうれしく思います。

条例に定められているように、手話は言語です。皆さんに手話を少しでも覚えていただいて、コミュニケーションがとれるようになればいいと思います。長浜市聴覚障害者協会としても、手話サークルの皆さんとの交流会など、積極的に啓発活動等に取り組む予定をしています。

条例をきっかけに、市民の皆さんに手話は言語であることへの理解が深まり、耳が聞こえる・聞こえないに関係なく誰もが安心して暮らすことができるよう、様々な取組みが始まることを願っています。



長浜市聴覚障害者協会
会長
いしかわ みのる
石川 稔さん

サークル紹介

市内にある手話を学べるサークルを紹介します。ご興味のある方は長浜市社会福祉協議会ボランティアセンター ☎62-1804 まで

はまゆう会

毎週月曜日10時～12時まで、さざなみタウンで活動されています。ろう者が多く参加されており、活きた手話が学べるサークルです。



あゆみの会

毎週金曜日19時30分～21時まで、さざなみタウンで活動されています。「焦らず慌てずマイペース」をモットーに、手話を通じて交流しているサークルです。



あすなろ

毎週水曜日19時30分～21時まで、浅井文化ホールで活動されています。少しずつ、ゆっくり手話を覚えることを目標に、幅広い世代の皆さんが活動しているサークルです。



虹の会

毎月第1・3土曜日10時～11時まで、高月まちづくりセンターで活動されています。日常会話や自分の思いが手話で伝えられるよう「楽しく、ぼちぼち」をモットーに活動しているサークルです。

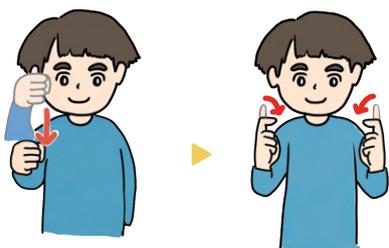


手話で共に暮らす

長浜市手話言語条例

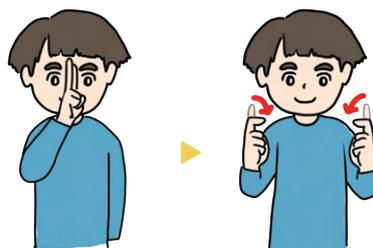
～手話でコミュニケーションできる街を目指して～

おはよう



こめかみのあたりから握りこぶしを下におろし、両手の人差し指を曲げます。枕から頭を離している様子で朝を表しています。

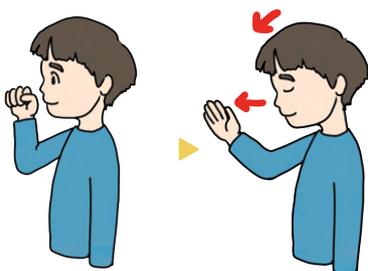
こんにちは



人差し指と中指を立て、おでこにあて、両手の人差し指を曲げます。時計の長針と短針が正午を指している様子で昼を表しています。

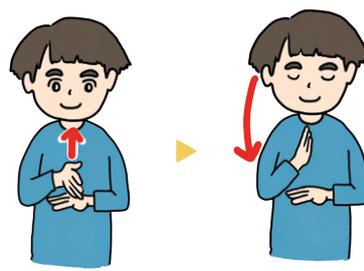
手話で話してみよう

よろしくお願いします



こぶしを鼻にあてます。次に手を開き、お辞儀をしながら手を出します。「よろしく」と「お願い」を表しています。

ありがとう



左手の甲に右手を垂直にのせて、上に上げます。相撲で勝った力士が手刀を切るしぐさで表します。頭はお辞儀をするように軽く下げます。

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。長浜市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解を広め、市民と市を訪れた人を含むみんなの心を通わせる豊かな共生社会を実現するため、『手話で共に暮らす長浜市手話言語条例』を制定しました。



条例の内容はこちら

聞こえない人が困ること

耳が聞こえない・聞こえにくい人は普段どんなことに困っているのでしょうか。

▶ 音や声による情報に気づかない

病院や銀行などでの呼び出しや、駅などでのアナウンスが聞こえず、いないと思われたり、必要な情報が得られないことがあります。

道を歩いているとき、自転車のベルや車のクラクションが聞こえず、危ないことがあります。

災害時のサイレンや避難情報が聞こえず、状況判断が遅れることがあります。



▶ 外見では気づいてもらえない

声をかけられても気づきにくく、無視していると誤解されることがあります。

複数の人が同時に話したり、マスクをしていると相手の口の動きや表情が見えず、話の内容が理解できなくなります。



どんなサポートができる？

耳が聞こえないことは周囲から見ただけではわかりづらく、聞こえない程度も人によって様々です。また、聴覚にしょうがいのある人がすべて、手話を使うわけではありません。手話や以下の方法などを使ってコミュニケーションをとってみましょう。声かけに気づかない人がいたら、軽く肩をたたいたり、前に回って話しかけるなど、その人の状況を見て、接してみましょう。

このマークを見かけたら



耳マーク

聴覚にしょうがいがあることを示すマークです。

筆談

紙やスマートフォンなどに文字を書いて伝えましょう。文は短くわかりやすく書きます。

空書

空中に指で字を書いて伝えましょう。手のひらに書く方法もあります。

口話

口の動きを読み取ってもらえるよう、はっきり口を動かしながら、ゆっくりと話しましょう。



身振り

身振りや手ぶりで伝えましょう。表情もつけるとわかりやすいです。

指文字

指の形で日本語の50音を表します。

大切なのは、「伝えたい」、また相手の伝えたいことを「知りたい」という気持ちです。きちんと伝わっているか確認しながら接していきましょう。

手話は言語

耳が聞こえる人が音声で会話をするのと同じように、手話は、ろう者のコミュニケーション手段として育まれてきた大切な言語です。



ろう者とは

ろう者とは、聴覚にしょうがいがある人のうち、手話をコミュニケーションの手段として使っている人のことです。その他に、**難聴者**（聞こえにくい人）や、**中途失聴者**（聞こえていたが、後に聞こえなくなった人）などがおられます。



地域の取り組み

手話言語条例は「手話は言語」であることをみんなが理解し、手話の普及と手話を使いやすい環境を整備することを目的としています。市や事業者、そしてわたしたち一人ひとりが自分のできることから取り組んでいくことが大切です。

▶ 一人ひとりができること

地域の手話講座やサークルに参加して、手話を学んだり、耳が聞こえない・聞こえにくい人への理解を深め、対応や支援の仕方について、できることは何かを考えてみましょう。豊かな共生社会は合理的な助け合いから生まれます。

▶ 事業者ができること

耳が聞こえない・聞こえにくい人が利用しやすいサービスを提供しましょう。施設や店舗では、手話や筆談など音声とは違う方法で会話ができるような工夫をしましょう。

職場では、耳が聞こえない・聞こえにくい人が適応できるよう、他の従業員も簡単な手話を覚えたり、筆談や図などを利用して意思疎通をはかるなど、働きやすい環境を整えるよう努めましょう。



長浜市は、手話への理解を促進し、手話やろう者についての知識の普及と、誰もが手話を使いやすい環境を整えるために、さまざまな取り組みを行います。

手話を学びたいときは

市内の手話サークル

はまゆう会

開催日：毎週月曜日 10時～12時

場所：さざなみタウン

ろう者が多く参加されており、活きた手話が学べるサークルです。



あゆみの会

開催日：毎週金曜日 19時30分～21時

場所：さざなみタウン

「焦らず慌てずマイペース」をモットーに活動しているサークルです。



あすなろ

開催日：毎週水曜日 19時30分～21時

場所：浅井文化ホール

少しずつ、ゆっくり手話を覚えることを目標に、幅広い世代で活動しているサークルです。



虹の会

開催日：毎月第1・3土曜日 10時～11時

場所：高月まちづくりセンター

日常会話や自分の気持ちが手話で伝えられるよう「楽しくぼちぼち」をモットーに活動しているサークルです。



問合せ先：長浜市社会福祉協議会ボランティアセンター（☎ 62-1804）まで

手話奉仕員養成講座

長浜市では、毎年、手話奉仕員養成講座を開催しています。

「入門課程」手話を初めて学ぶ人が、日常会話を習得することを目指します。

「基礎課程」入門課程を修了した人が、さらに手話のスキルアップを目指します。



その他、長浜市では、聴覚にしょうがいのある人を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業や遠隔手話通訳サービスなどを行っています。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

【発行元】

長浜市健康福祉部しょうがい福祉課

TEL 0749-65-6372

〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地

FAX 0749-64-1767

時間：8:30～17:15（土、日、祝日、年末年始を除く平日）

✉ shougaifukushi@city.nagahama.lg.jp



手話通訳者
派遣事業



要約筆記者
派遣事業



遠隔手話
通訳サービス